

第2章 「たすけあいの会」 立ち上げ方法について

1. 助け合い活動に対する地域の意向が知りたい

『助け合い活動』が具体的にどんなものかは分かったけれど、本当に私が住んでいる地域に必要なのかしら」と思われている人もいます。また、自分は必要と感じているけれど、地域としてニーズがあるのかどうか不安を感じている人もいます。

そこで、そういった疑問や不安を解消するためにアンケートを実施してみたいかがでしょうか。「たすけあい活動」はニーズをつかむことが重要です。

また、アンケート項目を工夫することによって、ニーズをつかめるだけでなく担い手であるボランティアも確保ができたり、お手伝いする内容など、有償か無償かを検討する際の参考になる意見を把握できると思います。

アンケートを実施するには対象者をどうするか、という問題がありますが、自分たちが活動しようと思っている地域でアンケートを取ることが大切です。そのため、町会・自治会や地区社協、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」）など、地域に密着した団体と連携・協力して実施することをお勧めします。

そういった団体にご協力いただくことでアンケートの回答率を高めることができますし、「たすけあいの会」への理解も得られると思います。

巻末に資料としてアンケート例(資料 P. 19)を掲載しています。

2. どんな人が立ち上げるの？

本市の「たすけあいの会」は地区社協で立ち上げたり、町会・自治会で立ち上げたりと様々ですが、立ち上げの中心となったのは、特別な資格を持つ方や民生委員・児童委員などの制度ボランティアのような方ばかりではなく、個人ボランティアとして有志や仲間を募って活動を始めた方もいます。つまり、「この人じゃないと立ち上げられない」というわけではなく、「私もやってみたい」という気持ちがあればどなたでも立ち上げることが可能です。

3. 何人くらい集まればいいのか？

「助け合い活動」を始めるのに何人以上集まらないと活動できないといったことは特
にありません。本市の既存の団体でも人数は、ばらばらです。少ないところは10名以
下で活動しているところもありますし、多いところでは80名近くに上っている団体も
あります。対象地域の広さによって人数に違いが出てくるかとは思いますが、参考として、
市内で活動している団体のボランティア数の平均は30人ほどとなっています。

4. ボランティア（活動の担い手）募集の方法は？

ボランティアの募集方法はいろいろ考えられますが、一番有効なのが口コミのよう
です。既存の団体の方に伺った話によりますと、町内会の回覧板や掲示板を活用しての募
集も必要ですが、知っている人を直接誘って活動に巻き込みながら、輪を広げていくこ
とがもっとも有効だったそうです。

皆さんもお隣さんやお友達を誘ってみてはどうでしょうか？

5. どのくらいの範囲を対象にするの？

皆さんが暮らしている地域は様々な大きさに分けられていると思います。

例えば、町会・自治会や地区社協のエリアなどです。こういった、既存の範囲を活用
して対象地域を決めるとわかりやすいと思います。もっと小さい町会・自治会のプロッ
クや班という単位のほか、任意のエリアを自分たちで定めて活動することも可能です。

ちなみに市内で立ち上がっている会の現状ですと、団体によって約100世帯対象と
いう団体があったり、17,000世帯が対象の団体があったりと、こちらも立ち上げ
る人と同様で、団体によってかなりの違いがあります。

6. 誰を対象にして活動するの？

誰を対象とするかについても、既存のグループではそれぞれ違っています。つまりどんな人からニーズがあるのかは、地区によって違うということです。そのため、アンケートの結果を活用してみましょう。

アンケートの結果によっては、ひとり暮らしのお年寄りだけを対象にすることもあって、子育てに悩んでいる人が多い地域では乳幼児がいる世帯までを対象とすることも可能です。

困っている人の状況はそれぞれで、どういう状況の人が多いかは地域によって様々です。地域の実情に合わせるためにも、ニーズを把握し、会の中でよく話し合っていくことが重要です。

ただ、「たすけあいの会」は近隣に困っている人がいた時に、「お互いさま」の気持ちで助け合うという「福祉的」な気持ちが原則ですから、「民間の業者に頼むよりも安いから利用しよう」と考えている人には「たすけあいの会」の趣旨をしっかりと説明し、それでも単なる「便利屋」としてしか捉えてもらえないようであれば、利用をお断りすることも大切です。

7. どんなことを手伝おうかしら

「できる事」を「できる時」にお手伝いするのが「助け合い活動」の基本です。ですから皆さんが得意な事、もしくは皆さんができる範囲の事が活動内容となります。皆さんの特技を是非活かしてください。庭いじりが好きな方は庭の手入れで、日曜大工が好きな方は大工仕事で協力すればよいのです。

下記は既存の団体で活動している内容となりますので、参考にしてください。



- 買い物 • 掃除 • 草取り • 枝払い
- 食事の準備 • 話し相手 • ゴミ出し • 電球の交換
- 家具の移動 • 簡単な大工仕事 • 散歩の付添い
- パソコンサポート • 見守り支援

- ・ 徒歩及び公共交通機関による病院の付き添い

(付添える範囲を限定しておくことをお勧めします。なおボランティアの交通費については原則利用者負担と考えておく方がいいでしょう。)

「助け合い活動」はボランティア活動ですから、資格や許可が必要な活動や専門性を伴う活動、例えば食事の介助や着替えの手伝い・身体を拭くなどといった身体介護にあたる活動までする必要はありません。また、ボランティアの身に危険が多いと思われる活動、例えば高所での作業等はお断りしてもいいと思います。

さらに、注意が必要なのは車での送迎です。道路運送法第78条では「自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、～中略～ 有償で運送の用に供してはならない。」と定められていますし、無償だとしても事故による賠償責任などのリスクは常にありますので、自動車での送迎については十分な検討が必要です。

8. 立ち上げるときには何が必要？

事務用品や机といった消耗品や備品だけでなく、利用者が連絡を入れたり、ボランティア同士で会議を開催したりする事務所も必要と考えている方は多いのではないのでしょうか。実際、市内で活動している団体では、地区社協の事務所や町会・自治会館などに事務所を有している団体が多いです。

しかしながら、事務所がなくても、必要があれば公民館や集会室等を利用して集まり、連絡先は会長宅等にして活動している団体もあります。

そこで、最低限必要なものは何かと考えると「電話」ということになります。実際に携帯電話一つで会を立ち上げた団体もあります。「電話は自宅にあるから、必要ないのでは？」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、自宅の電話ですとその方だけが連絡の対応をすることになり負担が大きくなってしまいますし、留守にしていると利用者が連絡を取れないことにもなってしまいます。そこで、一人の方の負担を軽減するためだけでなく、利用者からの連絡を受けやすくするためにも、当番制で持てる携帯電



話が有効となってきます。

そのほかにも、備品としてチラシなどを印刷するコピー機はあった方が便利ですし、パソコンがあると事務処理もスムーズにできると思います。しかしながら、コピーはコンビニ等で利用することもできますし、パソコンは会員のどなたかが、ご家庭で使っているものを活用できるかと思います。

9. 必要なものをそろえる資金はどうしよう

前項で説明したコピーの代金や、公民館を利用したりするにはどうしても資金が必要になってきます。

では、その資金はどのように集めればいいのでしょうか？

市内で活動している団体では、寄付や賛助会費を募ったり、要らないものを持ち寄ってフリーマーケットに参加したりすることで資金を集めていました。フリーマーケットへの献品も町会・自治会を通して募集すれば、意外にたくさんの商品が集まるかもしれません。

また、「助け合い活動」に対しては助成制度もあります。助成制度は対象になる経費や限度額、申請時期など、制度によって違っており、全てに助成されるわけではありませんが、まずはこういった助成制度の情報を手にいれることをお勧めします。

本市では「地域福祉活動助成金」(資料 P.21)の制度があり、市内の「助け合い活動」を支援しています。

なお、ここでは活動を開始する前の資金について記述してきましたが、会を立ち上げた後の資金の集め方も、利用料の一部が運営に充てることができるなど、基本的には立ち上げ前とほとんど変わりません。



10. 利用料、ボランティアへの対価はどうしよう

どの団体もこの事は一番頭を悩ませるようです。「ボランティアなのだから無償じゃないといけない」とか、「利用料金が無償だと利用者が気を使うから、気持ちばかりの料金は頂こう」など様々な意見があります。ですが、どちらが正しいというわけでもありません。これもやはり、地域の声を聞いて決定するほうがいいのではないのでしょうか。

本マニュアルでは、1時間あたり600円程度までのボランティア活動を「有償ボランティア」と捉えています。この有償ボランティアを含めた対価の仕組みとしては以下の4種類が考えられます。

- ①利用料金は無償で、ボランティアへの対価も無し
- ②利用料金は有償で、その全てを会の活動費・運営費に充てている
- ③利用料金は有償で、その一部をボランティアへの対価とし、残りを会の活動費・運営費に充てている
- ④利用料金は有償で、その全てをボランティアへの対価としている

市内の既存の団体では③のパターンを取り入れている団体が最も多く、次に②と④のパターンを取り入れている団体となっています。なお、有償にしている団体の全てが、料金以外のお礼を受け取ることは禁止しています。

また、以下は利用料を無償にするか有償にするかに対する見解を既存の団体の方に伺ったときに頂いた意見ですので、検討する際の参考にしてください。

①有償にした理由

- ・無償だと利用者が逆に気を使って高価な御礼を用意してしまうから
- ・ボランティアを確保するために、実費弁償分程度の対価は必要と考えたから

②無償にした理由

- ・ボランティア活動は無償が当たり前と考えているから
- ・ボランティアとして金銭を受け取ることに抵抗があるから

また、市内のある団体では、ボランティアが有償で活動するか無償で活動するかを

利用者が選択し、有償を選択した場合には、ボランティアは対価を受け取るというシステムをとっています。

11. 有償にした場合、金銭のやり取りはどうしよう

有償の場合には、利用者との間に金銭のやり取りが出てくるため、トラブルを防ぐためにもお金の流れを明確にしておくことが必要になってきます。

そのため、市内の有償で活動している多くの「たすけあいの会」では、トラブルを防ぐ方策として、利用券制度を導入しています。この方法は、まず利用者に事前に利用券を購入してもらい、実際に活動した人が活動時間に合わせて利用券を受け取り、その後事務局を通して、利用券を基に報酬を受け取る方法です。このような方法を採用することで、利用者ボランティア間の金銭のやり取りをなくし、トラブルを防いでいます。

なお、利用券を作成するときには複製されないように、通し番号を入れて、代表印を押印するなどの工夫が必要です。

〈チケットの例〉

利用券 (1時間分)		No. × ×
利用者氏名 _____		
利用年月日	年	月 日
〇〇たすけあいの会 代表 △△ △△ 印		

12. 規約って必要なの？

規約がない団体もありましたが、規約、会則、要綱といった基本的なルールを設けている団体もあります。会の運営をスムーズに行うために、規約は作っておいた方がいいでしょう。なお、「船橋市地域福祉活動助成金」制度は規約を設けていることが助成の条件になっています。

しかしながら、規約は通常、最高の意思決定機関（総会など）での決議事項になってくるため、容易に変更ができません。そのため、規約で細かいことまで決めてしま

うと地域のニーズに応じた柔軟な対応が困難になってきますので、後々変更が考えられる事については「細則」や「心得」で決めておくことも可能です。

また、規約を作成するときには、会の目的や設立趣旨を明確にしておくことで、初心を忘れずに活動していくことができるでしょう。

なお、規約の例を巻末に資料(P. 23)として添付しています。

13. 発足するのにどこかに届出が必要？

基本的に法人格を取らないのであれば、会社のように登記しなければいけない等の届出の義務はありません。

ただ、自分たちの活動を知ってもらうためには、地域で活動している団体、具体的には町会・自治会、地区民児協、地区社協や、その地域で支援を要する高齢者の状況を把握している地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援事業者などに会の概要を報告し、自分たちの活動を理解してもらうことで協力を得られるかもしれません。

また、届出ではありませんが、活動中の事故に備えるためにも保険に加入しておく必要はあると思います。その際、ボランティアの方に対価があるかないかで手続きの仕方が違いますので、注意してください。

① 対価がない場合

船橋市ボランティアセンター
(船橋市社会福祉協議会内 Tel 047-431-8808)
にボランティアグループとして登録することで、
「船橋市市民活動総合補償制度」が適用になります。



② 対価がある場合

全国社会福祉協議会による「福祉サービス総合補償」という保険制度があります。詳しいことは船橋市ボランティアセンター(Tel 047-431-8808)にお問い合わせください。また、この保険以外でも民間の各保険会社には、同様の保険はありますので、各保険会社にお問い合わせください。